

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
1	合併の方式	第1回 H15.4.10	第1回 H15.4.10	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	第1回 H15.4.10		
	協議細目 合併目標期日	第1回 H15.4.10	第1回 H15.4.10	合併の期日は、平成17年3月末日以前とする。
3	新市の名称	第2回 H15.5.23	第5回臨時 H16.6.16	新市の名称は「仙北市」(せんぼくし)とする。
4	新市の事務所の位置	第2回 H15.5.23		
	協議細目 新市の事務所の位置	第2回 H15.5.23	第2回 H15.5.23	新市の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定する。なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・分庁舎で同一のサービスができるようにする。
5	財産の取扱い	第2回 H15.5.23		
	協議細目 財産の取扱い(財産区除く)	第2回 H15.5.23	第2回 H15.5.23	財産の取扱いについては、次のとおりとする。 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新自治体に引き継ぐものとする。 (財産…公有財産・物品・債権・基金、債務…地方債・企業債残高等)
	協議細目 財産区の取扱い(その2)	未提案		財産区の取扱いについては、次のとおりとする。 田沢湖町の田沢財産区、生保内財産区及び角館町の雲沢財産区については、現行のとおり新市において存続する。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回 H15.6.27	第5回臨時 H16.6.16	議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は24人とする。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第3回 H15.6.27	第5回臨時 H16.6.16	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。 2. 選挙による委員の定数は、20人とする。 3. 各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。
8	地方税の取扱い	第3回 H15.6.27	第10回 H16.2.27	地方税の取扱いについては、次のとおりとする。
	協議細目 地方税の取扱い(その1)	第3回 H15.6.27	第4回 H15.7.25	1. 町村民税の納期は、4期(6月・8月・10月・12月)とし、最終納期を角館町の例により12月28日とする。税率は3町村差異がないため現行のとおりとする。 2. 法人町民税の均等割については、3町村に差異がないため現行のとおりとする。法人税率については、田沢湖町、西木村の例により12.3%とする。 3. 固定資産税の賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価替えにおいて、調整を図るものとする。 4. 軽自動車税の納期については、角館町、西木村の例により4月1日から4月30日までとする。 5. たばこ税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 6. 入湯税については、田沢湖町、西木村の例により入湯客1人1日150円とする。 7. 特別土地保有税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 8. 鉱産税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 9. 前納報償率については、角館町の例により0.5%×納期前月数とし、1納期に係る限度税額は、田沢湖町、西木村の例により20万円とする。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
協議 細目	地方税の取扱い(その2)	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>1. 国民健康保険税は、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないように調整に努め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終納期を12月28日とする。</p> <p>(1)基礎課税額の限度額、税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。</p> <p>(2)介護納付金課税額の課税限度額、介護納付金の税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。</p> <p>2. 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において事業の見直しを含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。</p> <p>3. 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。</p>
9	一般職の職員の身分の取扱い	第2回 H15.5.23	第2回 H15.5.23	<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 3町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引継ぐものとする。</p> <p>2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。</p>
10	特別職の職員の身分の取扱い	第4回 H15.7.25	第4回 H15.7.25	<p>特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。</p> <p>2. 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。</p> <p>(1)常勤の特別職 首長のほか、常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。</p> <p>(2)議会議員 報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。 定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目)」で別に協議する。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
				<p>(3)行政委員会 委員の定数及び任期は、各法令の定めるところによる。「農業委員会委員の定数及び任期は、協定項目」で別に協議する。 報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。</p> <p>(4)審議会・委員会等 現に3町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 各町村独自に設置されているものは、新市において速やかに調整する。人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。 報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。</p> <p>(5)その他の特別職 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期をもとに調整し、新市において新たに設置する。 報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。</p>
11	条例、規則等の取扱い	第6回 H15.9.26	第7回 H15.10.26	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの。 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 3. 合併後、逐次制定し、施行されることとなるもの。
12	事務組織及び機構の取扱い	第18回 H16.11.26		<p>事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 2. 新市の事務組織及び機構は、新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 <p>【新市における事務組織・機構の整備方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 (2)住民の声を適正に反映できる組織・機構 (3)指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 (4)簡素で効率的な組織機構 (5)地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 (6)新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
13	一部事務組合等の取扱い	第13回 H16.6.25	第16回 H16.9.24	一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。
	協議 細目 一部事務組合等の取扱い (その1)	第13回 H16.6.25	第14回 H16.7.22	<ol style="list-style-type: none"> 3町村が現在加入している一部事務組合(大曲仙北広域市町村圏組合、秋田県市町村総合事務組合、秋田県市町村会館管理組合)については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。 事務の委託(秋田県との間の公平委員会の事務の委託)については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。
	協議 細目 一部事務組合等の取扱い (その2)	第15回 H16.8.23	第16回 H16.9.24	<ol style="list-style-type: none"> 角館町外3か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。なお、中仙町については、大仙市の合併の前日をもって脱退する。また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。 秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって、脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。 各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。
14	使用料、手数料の取扱い	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>使用料、手数料の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。 3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金のあり方を合併時に統一するよう調整する。 各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
15	公共的団体等の取扱い	第6回 H15.9.26	第7回 H15.10.24	公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。 1. 各町村共通の団体について (1)3町村共通の団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2)統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。 2. 各町村独自の団体について 当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。
16	補助金、交付金等の取扱い	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	補助金、交付金等の取扱いについては、従前の経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。 1. 3町村で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。 2. 独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績、効果を考慮し、調整する。 3. 統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整する。
17	町名、字名の取扱い	第13回 H16.6.25	第16回 H16.9.24	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。 1. 住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。 各町村の具体的な町、字名は、次のとおりとする。 【田沢湖町】「仙北郡田沢湖町」を「仙北市田沢湖」とする。 【角館町】「仙北郡角館町」を「仙北市角館町」とする。 【西木村】「仙北郡西木村」を「仙北市西木町」とする。
18	慣行の取扱い	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 新市章、新市憲章、新市の花・木等については、新市において定めるものとする。 2. 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3. 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。 4. 新市民歌については、新市において定めるものとする。 5. 名誉町民、村民栄誉賞の既表彰者は現行のとおり新市に引き継ぐ。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
19	国民健康保険事業の取扱い	第14回 H16.7.22	第15回 H16.8.23	国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 保険給付事業については現行のとおり存続する。 2. 保健事業については原則として現行のとおり存続する。 3. 国保財政調整基金については各町村の基金を持ち寄るものとする。 金額は、保険給付費(H13～H15平均)の16%以上とする。 4. 国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例により、報酬については非常勤特別職の委員報酬による。 5. 国保連合会委託事務については現行どおり存続する。 6. 診療所については現行のとおり存続する。
20	介護保険事業の取扱い	第4回 H15.7.25	第4回 H15.7.25	介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2. 保険給付の内容については、3町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
21	行政区の取扱い	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 行政区については、当面の間現行のとおりとする。新市において統合再編に努める。 2. 3町村が行っている行政連絡員制度を現行どおり新市で継続する。なお、行政連絡員の行う業務については、合併時まで調整する。
22	各種事務事業の取扱い	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整を図るものとする。 1. 3町村が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。 2. 3町村が実施している独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。
1	国際交流、広域交流事業	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	姉妹提携・友好提携など、3町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 1. 国内交流 角館町の姉妹都市・大村市、友好都市・さぬき市、有縁友好都市・金砂郷町、防災協定締結都市・高萩市、新庄市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 国際交流 田沢湖町の姉妹都市・オップダル市、姉妹湖・澄清湖については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
	2 電算システム事業	第10回 H16.2.27	第11回 H16.4.30	<p>電算システム事業については、合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時までに調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民記録関連、住基ネット関連 住民記録関係業務、住基ネット関連については、3町村いずれかの電算システムを採用し、片寄せ式の統合とする。 2. 税システム(国民健康保険税を除く)、国民年金、国民健康保険関連、選挙関連については、住民記録の例による。 3. 福祉関連 (1)介護保険については、合併時までに調整する。 (2)児童手当、福祉医療については、住民記録の例による。 (3)保育料については、合併時までに調整する。 4. 上水道事業関連については、合併時までに調整する。 5. 教育関連 (1)学齢簿については、合併時までに調整する。 (2)図書館関係システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 6. 総務関連 給与関係、財務会計については、合併時までに調整する。 7. 農業委員会関連 農地管理システムについては、合併時までに調整する。 8. 農林水産関連 地籍管理については、合併時までに調整する。 9. 土木建築関連 公営住宅関係、工事設計積算関係については、合併時までに調整する。 10. 保健関連(各町村同一システム) 健康管理、集団検診システム等については、合併時までに統合する。 11. その他 グループウェアについては、合併時までに調整する。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
3	広報広聴関係事業	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	<p>広報広聴関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報誌の発行 新市において、広報誌を発行する。 発行日、発行回数は、合併時まで調整する。声の広報については、新市において関係団体と調整し実施する。 新市勢要覧については、合併後作成し、行政視察対応用など使用用途に応じた部門別要覧やCD-ROM版要覧なども作成する。 2. ホームページの公開 新市において、ホームページを開設する。 各種情報サービスについては、ホームページ、お知らせ文書、ふるさとメール等により実施する。 3. 広聴関係 行政懇談会を開催する。 首長面会日については、本庁舎、分庁舎において定期的に開催する。 報道機関への情報提供については、定期的に行事予定表等を提供する。 ホームページ等からのパブリックコメントを実施する。 4. その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。
4	納税関係事業	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>納税関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告受付事務は、新市において調整する。 2. その他納税関係事務及び事業については、次のように調整する。 (1)合併時まで調整するもの (2)新市において調整するもの (ア)口座振替えについては、角館町の例による。 (イ)督促、各種証明については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5	消防防災関係事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>消防防災関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織再編等については、合併時まで検討するものとする。 2. 防災関係事業については、新市において調整する。 3. 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4. その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時まで再編する。 5. 報酬等については角館町の例による。費用弁償については、田沢湖町の例による。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
6	交通安全関係事業	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	交通安全関係事業については、次のとおりとする。 1. 交通安全計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2. 交通安全対策については、合併時までに調整する。 3. その他の交通関係事業については、新市において調整する。
7	窓口業務	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。 1. 各種証明書発行及び異動手続きについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。電算については、合併時までに調整する。 2. 印鑑登録等、諸証明等発行(住民窓口)、外国人登録、住民基本台帳ネットワークについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 臨時運行許可手続き、その他町民サービス事務については、合併時に再編する。
8	保健衛生事業	第14回 H16.7.22	第15回 H16.8.23	保健衛生事業については、住民の疾病予防や健康増進を図るよう調整に努める。 1. 母子保健事業 (1)各町村相違のないものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。 乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編する。 2. 老人保健等事業 (1)各町村相違のないものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。 (2)健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時に合併時に統合する。 (3)健康相談については、田沢湖町の例により合併時までに調整する。 (4)肺がん検診については、角館町の例により合併時までに調整する。 (5)口腔検診については、他の事業により実施できるため、合併時に廃止する。 3. 予防接種事業 (1)各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。 (2)三種混合の実施方法(集団・個別)については、合併時までに調整する。 (3)二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併時までに調整する。 (4)インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整する。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
				<p>4. 健康づくり事業</p> <p>(1)健康づくり事業については、合併後に再編する。</p> <p>(2)健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置する。</p> <p>(3)食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募する。</p> <p>(3)健康21計画については、合併後に再編して新市において計画を見直す。</p>
9	障害者福祉事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>障害者福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <p>1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。</p> <p>2. 国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p> <p>3. 各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p> <p>(1)身障者手帳交付等・相談、身体障害者施設支援費、補装具の交付、日常生活用具の交付、更正医療、在宅支援費(デイ、ショート、居宅介護)、社会参加促進事業(自動車改造、免許取得)、知的障害者療養手帳交付・相談等、知的障害者施設支援費、知的障害者グループホーム支援費、福祉作業所(負担金)、精神障害者ホームヘルプ、精神障害者作業所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2)住宅整備資金貸付については、田沢湖町、角館町の例により身体障害者又は身体障害者と同居する家族が障害者むけに居室等を増改築する場合に、その整備のため、1,500千円(上限)の貸付けを行う。</p> <p>(3)バリアフリー化支援事業については、田沢湖町、西木村の例により、住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対しその整備を行うための支援を行う。支援額は、500千円(上限)。</p> <p>(4)知的障害者居宅支援費(デイ、ショート、居宅介護費)、グループホーム(地域生活援助支援費)については、田沢湖町の例により、知的障害者がデイ、ショート、ヘルパー、グループホームを利用する場合、居宅支援費受給者証を発行し支援費を支給する。支援費は、申請者、扶養義務者の所得により決定する。</p> <p>(5)精神障害者手帳、医療券、相談は、合併時に統合する。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
10	高齢者福祉事業	第5回 H15.8.29	第6回 H15.9.26	<p>高齢者福祉事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定する。 2. 高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かないよう調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 (2)国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。 (3)各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。 <p>(ア)生きがい活動支援通所事業、緊急通報体制等整備事業、介護予防事業、介護用品支給、生活管理指導事業(短期宿泊)、家族介護教室、家族介護者交流事業、食の自立支援事業(利用調整及び配食サービス)、敬老式、地域ケア会議、在宅老人等在宅介護手当支給事業については、合併時に再編する。</p> <p>(イ)高齢者敬老祝金支給については、合併後に再編する。</p> <p>(ウ)在宅介護支援センター運営については、設置形態は現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。</p> <p>(エ)高齢者食生活改善事業については、角館町の例により月1回程度高齢者やその家族を対象に無料で実施する。</p> <p>(オ)訪問理美容サービス事業については、角館町の例により年4回、概ね介護度4以上のものを対象に、理美容料金のみ利用者負担で実施する。</p> <p>(カ)除排雪事業については、角館町で実施しており、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(キ)家族介護慰労事業については、角館町の例により介護度4、5の要介護者の家族で、1年間介護サービスを受けず在宅介護した非課税世帯に、年100,000円の手当を支給する。</p> <p>(ク)生活管理指導事業(指導員派遣)、高齢者実態把握事業、老人クラブ関係、老人施設入所、梅園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(ケ)介護予防プラン作成事業については、角館町、西木村の例により要介護状態になる危険因子の高い者に、介護予防プランを作成するサービスを無料で実施する。</p> <p>(コ)俳諧高齢者家族支援サービス事業、金婚式については、合併時に廃止する。</p> <p>(サ)高齢者住宅整備資金貸付金については、角館町の例により、65歳以上の親族である高齢者と同居するもので、高齢者の専用居宅等の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者に、資金1,500,000円/1戸(限度額)を貸付けする。</p> <p>(シ)はり、灸、マッサージ施術費助成については、田沢湖町の例により、50歳以上を対象に施術1回につき800円(年6回まで)の施術費の助成を行う。</p> <p>(ス)老人憩いの家については、田沢湖町部分については存続する。</p> <p>(セ)老人健康増進事業については、角館町の例により調整する。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
11	児童福祉事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>児童福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 2. 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時まで調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害遺児愛護会、母子及び寡婦福祉資金貸付制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 母子・父子家庭児童祝い金については、県の制度につき現行のとおりとする。 (3) 放課後児童対策については、田沢湖町の例により統合する。 (4) 児童遊園地については、田沢湖町部分については存続する。
12	保育事業	第13回 H16.6.25	第6回臨時 H16.9.13	<p>保育事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、運営形態については、新市において検討する。 2. 保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。 3. 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。 へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。
13	生活保護事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。</p>
14	その他福祉事業	第14回 H16.7.22	第15回 H16.8.23	<p>その他福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 2. 各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併時まで調整するもの (2) 合併時まで再編するもの <ol style="list-style-type: none"> (ア) 地域福祉計画については、現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定する。 (イ) 行旅病人及び行旅死亡人については現行のとおりとする。それ以外の行旅人の扱については合併時に再編する。 (ウ) 戦没者追悼式については、合併時に再編する。実施会場を1ヶ所として新市が主催する。 (エ) DV法関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (オ) 民生委員推薦会については、田沢湖町、角館町の例により民生委員法に規定されている14名の委員で構成し、任期は3年として新市に引き継ぐ。 (カ) 福祉医療については、現行のとおり新市に引き継ぐ。乳幼児(未就学時)については、西木村の例により、県の要綱に定める所得制限を無くし、医療費を無料とする。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
15	環境衛生事業	第14回 H16.7.22	第15回 H16.8.23	<p>環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整に努める。</p> <p>(1)斎場・火葬場 田沢湖町の火葬場は現行のまま新市に引き継ぐ。使用料については合併時まで調整する。</p> <p>(2)公営墓地については、現行のまま新市に引き継ぐ。永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3)墓地工作物の届出・許可 埋葬場所の工作施設の基準は田沢湖町の例により調整する。</p> <p>(4)衛生害虫駆除、動物愛護事業(狂犬病予防他)、犬猫等死骸収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
16	ごみ収集運搬業務事業	第10回 H16.2.27	第3回臨時 H16.4.13	<p>ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。</p> <p>1.ごみの分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、収集区域、分別方式及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整する。</p> <p>2.ごみ処理に関する諸制度については、合併時まで調整する。</p> <p>3.ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4.ごみ減量等推進審議会等については、合併時まで調整する。</p>
17	環境対策事業	第10回 H16.2.27	第3回臨時 H16.4.13	<p>環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整する。</p> <p>1.現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>2.新市において調整するもの。</p> <p>(1)環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2)環境美化事業等については、合併後に再編する。</p> <p>(3)河川等水質検査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。具体的検査方法、内容については新市の環境計画による。</p> <p>(4)不法投棄ごみ防止等については、合併時に統合する。</p> <p>(5)特定施設各種届出等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6)環境に関する計画等については、新市において新たに「地球温暖化対策実施計画」「環境づくり計画」を策定する。新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
18	農林水産関係事業	第15回 H16.8.23	第16回 H16.9.24	<p>農林水産関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業の振興に関する計画は、新市において作成するものとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。ただし、地域指定に係る計画は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業振興地域整備計画、地域農業マスタープラン、農業農村整備事業管理計画、森林整備計画については、合併後、新市で計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。 (2) 山村振興計画は、現計画を新市に引き継ぐものとする。 2. 農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 田沢湖町中山間地域振興基金、西木村特定農山村地域総合支援事業基金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業充当範囲等も現行のとおり) (2) 農業経営基盤強化資金利子補給事業については、合併時に再編し、新市に引き継ぐ。 (3) 田沢・生保内地区農林業振興資金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。(適用範囲等も現行のとおり) 3. 新たな米政策に関連する事業は、合併時まで調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな米政策、産地づくり推進交付金事業、米価下落影響緩和対策事業、担い手経営安定化事業については、新市において計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用するものとする。 4. 畜産関係事業は、合併時まで調整する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 田沢湖町畜産祭り、角館町・西木村合同畜産共進会については、合併時に再編し、新市において共進会を開催する。 (2) 西木村営大覚野牧場については、新市において存続する。放牧料等の範囲、区分を市内・市外とする。 (3) 家畜防疫対策事業、家畜導入補助事業については、合併時に再編し、新たな補助基準を設ける。 (4) 田沢湖町畜産振興基金、角館町特別導入事業(肉用牛)基金、西木村肉用特別導入事業基金については、基金設置の経緯を勘案し、合併時に調整する。 5. 土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ふるさと水と土保全基金については、基金設置の経緯を勘案し、合併時に統合し、新市に引き継ぐものとする。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
				<p>(2)国庫補助事業は、当該事業の採択基準によるため差異はない。なお、受益者負担は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。ただし、採択済の補助事業(継続)は現行のとおりとする。</p> <p>(3)町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金については、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。</p> <p>(4)農地・農業用施設災害復旧事業(国庫補助事業)については、国庫補助事業であり、採択基準に差異がない。受益者負担は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。ただし、採択済の補助事業(継続)は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4)農地・農業用施設災害復旧事業(小規模災害事業)については、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。</p> <p>6. 林業関係事業は、合併時に調整する。</p> <p>(1)緑化推進事業については、合併時に組織体制・募金方法・管理方法を統一する。</p> <p>(2)林道開設(管理)事業については、採択済みの林道等補助事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。林道用地の取扱いについては、合併時に調整する。</p> <p>(3)作業道開設事業費補助については、合併時に再編し、新たな補助基準を設ける。</p> <p>(4)有害鳥獣駆除事業については、実施方法について合併時に再編する。</p>
19	商工、観光関係事業	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>商工、観光関係事業については、次のとおりとする。</p> <p>1. 中小企業振興対策事業は、角館町の例による。なお、合併前の町村において対象となっている事業所については、従前の例による。</p> <p>2. 中小企業事業資金融資制度は、田沢湖町の例により調整する。なお、合併前の町村において行った、融資については、従前の例による。</p> <p>3. 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整する。</p>
20	勤労者、消費者関連事業	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保護の観点から新市において取組みに努める。</p> <p>1. 勤労者・雇用対策事業については、田沢湖町の例により調整し、新市に引き継ぐものとし、離職者対策支援資金は廃止する。</p> <p>2. 勤労者福祉資金預託金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、預託金額は、新市において調整する。</p> <p>3. 消費者相談については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 消費者の会、西木村消費者会議については、いずれも合併時に廃止する。なお、消費者対策については、新市において調整する。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
	21 建設関係事業	第9回 H16.1.23	第10回 H16.2.27	<p>建設関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現行どおり引き継ぎ運用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)都市計画審議会については、新市において新たに都市計画審議会を設置する。 (2)都市公園については、新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努めるものとする。 2. 町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市において市道認定基準を新たに策定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)道路整備計画については、新市において現計画を見直し新計画を策定する。なお、それまでは現計画を引き継ぐものとする。なお、老朽橋梁については、耐荷力上の緊急性、必要性に応じて対応するものとする。 (2)道路占用料については、3町村に差異がなく、現行どおりとする。 (3)街路灯については、設置済の街路灯は従前の管理方法によるものとする。新市においては、原則として道路照明は新市の設置・管理とし、防犯灯は地域の設置管理とする。なお、地域設置経費に対する補助制度は、田沢湖町、西木村の例を基本として新たに設けるものとする。 3. 除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定する。なお、合併時期が、冬期(11月～3月)の場合は、当該年度は従前の計画を引き継ぎ運用するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)除雪機材運用については、新市における除雪作業の効率化及び経費縮減を図るため直営・委託方式等の運用方法を見直し、新たな除雪計画に反映させるものとする。 4. 公営住宅 <ol style="list-style-type: none"> (1)現在設置されている住宅は、新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努める。 (2)入居資格については、合併時に田沢湖町、西木村の例により調整する。 (3)入居募集及び選考については、合併時に田沢湖町の例に統一する。 (4)使用料については、3町村差異がなく、現行どおりとする。 (5)使用料の徴収については、角館町、西木村の例に統一する。 5. 用地取得については、合併後3年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行どおりとする。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
	22 上・下水道事業	第10回 H16.2.27	第3回臨時 H16.4.13	<p>上・下水道事業については、次のとおりとする。</p> <p>1. 上水道(簡易水道、小規模水道を含む)事業について</p> <p>(1)上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時から地方公営企業法を適用し健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全運営に努めるものとする。</p> <p>(3)加入金等の取扱いについては、合併時に、給水装置規模に応じた手数料として徴収している角館町の例に統一する。</p> <p>(4)上水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p> <p>(5)検針業務については、検針員数を現行どおりとして新市に引き継ぐものとする。 なお、冬期間の取扱い(メーター確認できないもの)については、西木村の冬期間(12月～4月)概算請求、5月精算の例により調整する。</p> <p>(6)使用料の徴収については、合併時から直接納付による。納期限及び口座振替日は、毎月末日とする。(下水道使用料徴収の調整方針と同一)また、集金業務については、当面現行どおりとする。</p> <p>(7)給水装置工事事業者指定については、施工技術の維持向上と責任施工を促進するため合併時から、有効期間を「2年」とし、登録手数料は「10,000円」とする。 (排水設備工事店指定の調整方針と同一)</p> <p>(8)指定給水装置工事事業者審査会は、合併時に廃止する。 水道運営審議会は、新市において新たに設置する。</p> <p>2. 下水道(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水を含む)事業について</p> <p>(1)下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)受益者負担金については、合併時に認可されている事業の受益者負担金については現行どおりとし、合併後の認可認可事業については、新市で定めるものとする。 なお、賦課及び徴収業務については田沢湖町の例(賦課・5年分割、徴収・窓口納付及び口座振替)に統一する。また、前納報奨金制度については、合併後5年間田沢湖町の例(納期前一括納付につき、支払残回数に応じて納付金の2%～20%)により、新市に引き継ぎするものとする。</p> <p>(3)下水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
				<p>(4)使用料の徴収については、合併時から直接納付による。納期限及び口座振替日は、毎月末日に統一する。(上水道使用料徴収の調整方針と同一)また、集金業務については、現行どおりとする。</p> <p>(5)排水設備工事店指定については、施工技術の維持向上と責任施工を促進するため合併時から、有効期間を「2年」とし、登録手数料は「10,000円」とする。(給水工事事業者指定の調整方針と同一)</p> <p>3. 合併処理浄化槽設置事業について</p> <p>(1)補助金交付型事業の補助金限度額については、現行のとおりとする。</p> <p>(2)市町村設置型事業(個別排水処理施設を含む)の受益者分担金及び使用料については、平成18年度までは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 設備整備補助金等の制度について</p> <p>(1)水洗便所改良資金助成制度については、合併後5年間は現行どおりとする。ただし、田沢湖町の限度額及び融資期間については、角館の例に統一できるよう金融機関等と調整に努めるものとする。</p> <p>(2)田沢湖町独自の助成制度については、合併時に廃止する。</p> <p>(3)西木村独自の集落排水環境整備費補助金については、合併後5年間はその例により、新市に引き継ぐものとする。ただし、対象年齢及び補助限度額については、合併時に見直しを図るものとする。</p>
23	市(町村)立学校の通学区域	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童・生徒数などの動向を踏まえ通学区域の見直しを行う。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
24	学校教育事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 2. 合併時まで調整するもの。 3. 新市において調整するもの。 <p>(1)学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。給食費については、新市において、出来るだけ負担の少ない料金の統一に向け調整を行う。 給食センターの運営については、給食サービスの一層の充実を図る効率化に向けた調整を新市において行う。</p> <p>(2)遠距離通学対策</p> <p>(ア)遠距離通学費補助については、合併時に再編する。小学校は、基本的に4km以上中学校は6km以上を全額補助対象とし、既存制度は新市において存続する。</p> <p>(イ)通学用自転車購入補助については、角館町の例による。新市において同基準を基本とし、全中学校を対象とする。補助金の限度額については、合併時までに現状を調査し、適正な額を設定する。</p> <p>(ウ)スクールバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3)放課後児童対策事業については、田沢湖町の例による。学校単位での取組みが望ましく、制度の内容については、合併時まで調整し統一する。</p> <p>(4)冬期スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5)奨学金貸付事業については、田沢湖町の例による。(角館町育英会を除く。) 既貸付金については、各町村の現行制度を存続する。</p> <p>(6)教育相談員の設置については、田沢湖町の例による。合併時に新市全域を対象とする。</p> <p>(7)スクールカウンセラー設置については、田沢湖町・角館町の例とする。制度を存続し、新市全域を対象に事業を拡大する。</p> <p>(8)育英寮田沢湖会館の管理運営については、田沢湖町の例による。新市全体を対象に運営を存続する。</p>
25	文化振興事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	<p>文化振興関係事務及び事業については、同一又は類似する事業の統合若しくは、再編を基本に、次の区分により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 2. 合併時まで調整するもの。 3. 新市において調整するもの。 <p>(1)活動成果発表会、歴史民族資料館運営業務、美術館維持管理業務、市町村史編纂に関するものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2)文化財保護審議会については、合併時に再編する。 報酬については、類似規模団体などを基準にする。委員数については、各分野地域性などを踏まえた委員設置を行う。任期については、4年とする。</p>

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

	項目名	提出月日	確認月日	確認内容
26	コミュニティ活動	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	コミュニティ活動については、新市において存続する。 各地域が独自に行っているコミュニティ活動については、引き続き支援できるよう調整を行う。
27	社会教育事業	第7回 H15.10.26	第9回 H16.1.23	社会教育関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 1. 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 2. 合併時まで調整するもの。 3. 新市において調整するもの。 (1)広報誌発行については、基本的に毎月発行する方向で再編する。 (2)成人式については、田沢湖町、西木村の例により、毎年8月15日に実施する。 対象者を統一し、同一会場での開催に向け調整を行う。 (3)図書館については現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に現在の運営方法を存続する。 (4)図書の貸し出しサービスについては、新市において、配本サービスを引き継ぐ。 配本サービス事業は、平成15年度で運営組織が解散する予定のため、新たなサービス形態も含めたサービスを協議し、新市において需要に応えられるよう努める。 (5)学校体育施設の社会体育開放事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、新市において運営内容を調整する。 (6)スポーツ少年団補助関係業務については、合併時に再編する。派遣費については、合併時統合することとし、西木村の例による。 (7)各種スポーツ大会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に各種大会を存続することとし、同種目の大会については、統合に向け調整し、効率的な運営と開催ができるよう努める。 (8)公民館主催事業開催業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において類似する行事等について、統合に向け調整を行う。
28	社会福祉協議会	第16回 H16.9.24	第17回 H16.10.22	社会福祉協議会の取り扱いについては、次のとおりとする。 1. 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。 2. 社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
29	地域交通対策関係事業	第10回 H16.2.27	第3回臨時 H16.4.13	生活バス路線維持、町営バス等の公共交通機関の確保・充実に係る事業については、現行のよおり新市に引き継ぐ。 (なお、内陸線運営については合併後速やかに存続、事業縮小、廃止も含めて、県・関係町村と協議中である。)
30	その他の事業	第14回 H16.7.22	第15回 H16.8.23	1. 行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2. その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 (2) 合併時まで調整するもの。 (3) 新市において調整するもの。 (ア) 競争入札の指名参加願い及び資格審査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (イ) 入札及び入札の公表については、合併時まで調整する。 (ウ) 行政改革大綱、行政評価については、新市において新計画を策定する。 (エ) 認可地縁団体、社会活動災害補償保険については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (オ) 情報公開制度については、合併時まで調整する。 (カ) 総合計画については、新市において新たな計画を策定する。 (キ) 男女共同参画計画については、新市において新たな計画を策定する。 (ク) 住民参加型まちづくりについては、新市において調整する。
31	病院・診療所の取扱いについて	第18回 H16.11.22		病院・診療所の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とする。 2. 病院事業については、地方公営企業法の全部を適用とし、事務の体制等については合併時まで調整する。 3. 診療に係る諸証明の手数料(主な文書料)については、合併後に統一するよう調整する。 4. 診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時まで調整する。
23	地域自治組織について	未提案		
24	新市建設計画	第2回 H15.5.23		

田沢湖・角館・西木合併協議会協定項目確認事項一覧表

項目名		提出月日	確認月日	確認内容
協議 細目	新市建設計画の概要について	第2回 H15.5.23	第2回 H15.5.23	「新市町村建設計画の概要」とは、合併協議会で策定する新市町村建設計画の全体像を整理したものです。新市町村建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律により、作成が義務付けられているものです。今後、計画の概要に従ってその内容を具体的に協議、検討していきます。
協議 細目	新市建設計画(素案)について	第6回臨時 H16.9.13	第17回 H16.10.22	新市建設計画(素案)は、別添のとおりとする。
協議 細目	新市建設計画(案)について	第17回 H16.10.22		新市建設計画(案)は、別添のとおりとする。